

回 覧

令和4年5月 吉日

区 民 各 位

樽水区長 加藤 久騎

令和4年度樽水区協力費納付のお願い

日頃は、樽水区行事にご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、下記の通り組長さんが協力費の徴収にお伺いしますのでよろしくお願い致します。

なお、協力費は、防災、防犯、コミュニティー活動など(公民館・防犯灯の維持管理や運営費、各種団体への補助金・謝礼金など)に充当させていただいています。どうぞご理解いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

記

- 1 納付期限 令和4年6月30日(木)
- 2 徴収方法 各組長が徴収に伺います
- 3 支払方法 通知書に記載された協力費金額を現金で組長に支払う
- 4 問い合わせ 樽水公民館 35-4650

* 区費は、以下のように定めています。

- ・単身世帯 3,000円/年
- ・一般家庭 5,000円/年

[※世帯の人数など変更等がありましたら公民館までご連絡下さい。]

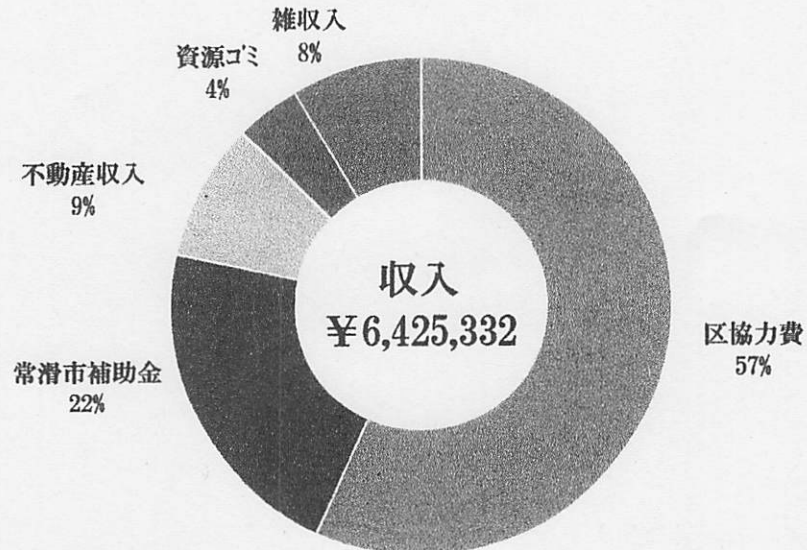
回 覧

令和3年度区協力費の使い方について

樽水区長 加藤 久騎

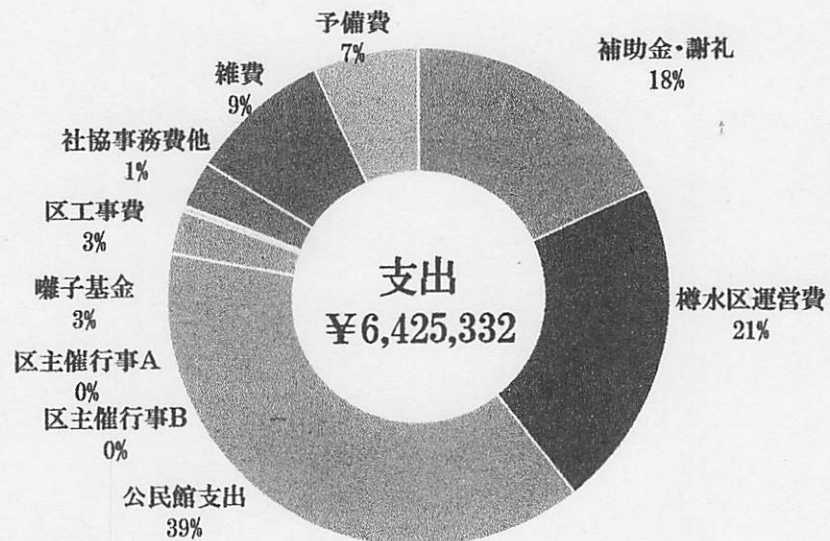
区民の皆様よりお預かりした区協力費は、その他の収入と合わせまして以下のように区の運営費に使用しています。

令和3年度実績 収入



- ・樽水区の収入の約57%を区協力費でまかなっております。
- ・不動産収入は区所有地を月極駐車場等として区民に貸し出している賃貸収入と公民館使用料です。
- ・資源回収費は昨年度より買取価格の値下げで減少しています。
- ・昨年度はコロナ対策のため例年祭バザー、盆踊り祝儀、盆踊りバザー、御神楽奉納金からの収入はありません。

令和3年度実績 支出



- ・公民館運営費は、公民館をはじめとした区所有物の維持、管理、修繕にかかった費用です。
- ・補助金は、区に関する各種団体(老人会・囃子保存会等)への活動費を補助しています。
- ・区主催行事A(例年祭)、区主催行事B(盆踊り)はコロナ対策のため中止にしました。
- ・公民館火災共済は令和元年より、年払いを5年間一括払いに変更しました。(2023年12月に満期)
- ・樽水区運営費は事務費・会議費などの費用です。
- ・社協事務費は赤十字募集事務手数料等、各組長経由で各組に還付した費用です。
- ・予備費には防犯灯の電気代金が含まれています。

区民の皆様には今後も変わらぬご協力をよろしくお願いいたします。

常滑市特殊詐欺対策装置等の 購入費用を助成します！

受付期間：令和4年5月2日(月)～令和5年3月31日(金)

- ・65歳以上の高齢者の方を対象
- ・1世帯1台限り、先着順で受け付け



補助制度の概要

目的	電話機に接続又は内蔵されている特殊詐欺対策装置等の普及を促進し、深刻化する高齢者特殊詐欺被害の未然防止を図るため。
対象者	市内在住の市税等の滞納のない65歳以上の方で、1又は2に該当する方。 ①一人暮らしの方 ②高齢者のみで構成される世帯の方 ※令和5年3月31日現在。(昭和33年4月1日以前に生まれた方)
対象となる装置等	<ul style="list-style-type: none"> ・固定電話機に付ける自動応答録音装置又は自動着信拒否装置 ・自動応答録音装置又は自動着信拒否装置の機能を内蔵する固定電話機 ・令和4年4月1日以降に購入された新品のもの ・常滑市内の販売店で購入されたもの ※令和4年4月1日から同年4月30日までの間に市外で購入したものは対象とする。
補助金額	補助対象装置等購入費の1/2 上限額：5,000円 ※100円未満の端数が生じた場合は切り捨て。
ご注意	補助金の交付は、1世帯につき1台限りです。
問い合わせ先	常滑市役所 市民生活部 市民協働課 住所：常滑市飛香台3丁目3番地の5 電話：0569-47-6108 (直通) FAX：0569-35-3939 メール：kyodo@city.tokoname.lg.jp



※詳しくは樽水区ホームページまで。右QRコードからもアクセスできます。
<https://tarumiku.jp/>

※樽水公民館でも申請書等をご用意しております。
 樽水公民館 0569-35-4650
 開館時間 午前9時～午後4時 休館日 火曜・水曜

